

生涯学習活動に対する教育長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県内で行われる生涯学習活動を奨励するため、当該活動の成績優秀者に教育長賞を交付することができる。

(対象事業)

第2条 教育長賞交付の対象となる生涯学習活動事業は、埼玉県教育委員会が後援等を承認した行事等とする。

2 前項の生涯学習活動事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長賞交付の対象としない。

- (1) 政治的目的を有するもの又は政治団体が主催するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの又は宗教団体が主催するもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるもの又は設備その他の条件が事業の実施のため十分でないと認められるもの
- (5) 参加者が特に少ないもの
- (6) 参加者に多大な費用の負担を強いるもの
- (7) その他教育長が適当でないと認めるもの

(教育長賞の交付数)

第3条 教育長賞の交付数は、原則として申請のあった事業1件につき1個とする。ただし、事業の部門がいくつかに分かれているときは、この限りでない。

(申請)

第4条 教育長賞の交付を受けようとする生涯学習活動事業の主催者は、様式第1号の申請書を、教育長に提出しなければならない。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則等その団体の概要を示す書類
 - (2) 役員及び事業関係者の名簿
 - (3) 事業計画書等行事の目的、内容等が詳細に分かる書類
 - (4) 行事に係る収支予算書
 - (5) その他参考となる書類
- 2 埼玉県教育委員会の後援又は共催とあわせて教育長賞の交付を申請する場合は、前項にかかわらず、様式第1号の申請書を、教育長に提出しなければ

ならない。その際、添付書類については、後援又は共催の申請書類に既に添付されているものは省くことができる。

(交付)

第5条 教育長は、申請のあったものについて教育長賞交付の可否を審査し、適当と認める場合には、様式第2号の承認通知書を申請者に送付することとする。

(交付の取消)

第6条 教育長は、教育長賞の交付を承認した事業が当初の趣旨に反するなど交付が不相当と認められるに至ったときは、交付の承認を取り消すこととする。

(報告)

第7条 教育長賞の交付を受けた生涯学習活動事業の主催者は、事業終了後、速やかに「埼玉県教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領」第7条に基づく様式第4号の事業実績報告書に必要事項を記載の上、教育長に提出しなければならない。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行事に係る収支報告書
- (2) 教育長賞受賞者が分かる資料（受賞者名簿、写真等）
- (3) 実施状況が分かる資料（パンフレット、ちらし等）

(事務担当及び決裁区分)

第8条 この要綱に基づく事務処理は、埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課が行う。

- 2 承認等に係る決裁区分は前項に掲げる課の長とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

様式第1号

教育長賞交付申請書

年 月 日

(宛 先)
埼玉県教育委員会教育長

団 体 名
団体所在地
代表者氏名
電 話

さきに埼玉県教育委員会の後援等の承認がありました事業について、下記により教育長賞の交付を受けたいので申請します。

記

1 行事の名称

2 開催期日

3 後援の承認 年 月 日付け教生推第 一 号

4 賞の授与者 埼玉県教育委員会教育長

5 賞の内容

(1) 賞品

ア 数量 ____個

イ 内容 楯 ・ トロフィー ・ その他 ()

(2) 賞状

ア 枚数 ____枚

イ 文案

.....
.....
.....
.....

6 賞の授与日 年 月 日 ()

7 会 場

様式第2号

教育長賞交付承認通知書

教生推第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

年 月 日付け申請のあった教育長賞の交付については、下記のとおり承認します。

記

1 賞の授与者 埼玉県教育委員会教育長

2 行事の名称

3 賞の授与日

4 賞の内容 賞品： 個 () 名義使用のみ
賞状： 枚 押印のみ
文案：

5 承認の条件

- (1) 埼玉県教育委員会は、この教育長賞交付に係る賞状や賞品に要する経費の負担は行いません。
- (2) 事業終了後は、実績報告とともに賞の受賞者を報告してください。